

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

住宅ローン控除はどうなる？

Q : 住宅ローン控除は今年度で期限が切れますが、どうなるのでしょうか？

A : 延長と拡充が改正要望に上がっています。

【解説】

住宅ローン控除の特例は、今年度で切れることとなっていますが、国土交通省では、次のような延長と拡充、要件の緩和を来年度の改正要望に上げています。

① 期限の延長

5年

② 拡充案

- ・ 一般住宅はローン限度額を2,000万円から3,000万円に引き上げ、最大300万円に
- ・ 長期優良住宅のローン限度額を3,600万円とし、控除率を1.2%、最大650万円に
- ・ 省エネ住宅のローン限度額を3,300万円とし、1.2%の控除率で最大400万円に

③ 要件の緩和

- ・ 転勤中など居住していなかった期間も適用停止せず、受けられるようにする
- ・ 取得年の途中で転勤などの理由により年末に居住していない場合の救済措置を創設する
- ・ 耐震基準を満たさない住宅をローンで購入してこれに耐震改修工事をした場合にもその住宅の取得費用を住宅ローン控除の対象にする

